

平成24年度 社会福祉振興助成事業

事業評価報告書

独立行政法人福祉医療機構

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

はじめに

独立行政法人福祉医療機構では、平成元年の消費税導入に伴いゴールドプランとともに創設された長寿社会福祉基金（のちの長寿・子育て・障害者基金）による助成制度により、NPOなどの民間福祉活動団体による事業に対し、約20年の長きにわたって助成を行ってきた。

しかし、平成21年11月に行われた前政権下の行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金については全額を国庫に返納し、以降の助成財源は必要額を毎年度予算要求することとなり、平成22年度から国庫補助金による「社会福祉振興助成事業」として助成を行っている。

その実績は、平成2年度からの本格的な助成事業開始以来、平成25年度までの24年間で、約13,000件の事業に対し、総額約700億円に及んでおり、助成事業を通じて、行政の手の届かない様々な福祉課題に取り組む地域の民間福祉活動団体を支援するという重要な役割を果たしてきた。それにより、全国で民間の活力、創意や工夫あふれる活動が生まれ地域で欠かせないものとなっている。

社会福祉振興助成事業では、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆を作り直し、我が国らしい支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる活力ある社会の実現を目指すことを基本方針としている。

本委員会においては、この助成の仕組みが有効に機能し、効率的な資源配分がなされるよう、助成事業の実施状況や成果を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結びつけるだけでなく、改善点や課題なども積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「PDCA」のサイクルへ活かしていくことに努めるとともに、地域における新たな福祉課題を発掘し、新たな政策開発へ結びつけることにも取り組むこととしている。

本報告書は、本年度の本委員会のこうした取り組みのあらましをまとめたものである。

限られた資源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするためにも、事業評価による成果のさらなる活用に努め、より一層積極的な事業展開を期待したい。

平成26年3月

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

目 次

平成24年度社会福祉振興助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について	1
(1) 事業評価の目的	1
(2) 事業評価の方法	2
2. 今年度評価の概要	4
(1) 平成25年度における評価方針	4
(2) 評価結果の概要	10
ア. NPO等の福祉活動事業の評価の概要	10
①自己評価の概要	10
②ヒアリング評価の概要	12
③書面評価の概要	17
イ. 福祉用具の改良開発事業の評価の概要	20
ウ. 災害福祉広域支援事業の評価の概要	21
3. 成果、課題のみられた事例	22
(1) 成果のみられた事例	22
ア. 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業	22
イ. 高齢者などの孤立防止に関する事業	23
ウ. 児童虐待防止に関する事業	25
エ. 貧困対策に関する事業	26
オ. 先駆的な取り組みを全国に展開している事業	28
(2) 課題のみられた事例	28
4. まとめ	30
おわりに	34
 (参考) 事業評価において特に優れた事業と認められた事業	
◆特定非営利活動法人寝屋川あいの会	
「団塊世代による高齢者相互の支え合い事業」	38
◆特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構	
「原発事故被災地域南相馬の移送支援事業」	40
◆「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク	
「子どもの貧困支援活動ネットワーク化促進事業」	42
◆NPO法人ハイテンション	
「ロック＆アートによる障害者自己啓発事業」	44

平成24年度社会福祉振興助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について

(1) 事業評価の目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、前身である社会福祉・医療事業団の時代より20年以上にわたって、民間の福祉活動の振興のための助成を行ってきた。

助成事業の評価については、かねてよりその必要性や実施方法などについて検討を重ねてきていたが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の中で、「国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。」とされたことで、平成14年4月より本格的に実施をはじめることとなった。

平成15年10月の独立行政法人化以降、事業評価は、中期目標、中期計画、年度計画にそれぞれ位置づけられ、実施と見直しを重ねていく中で実施ノウハウの成熟を図ってきた。

その後、平成22年度からは、「長寿・子育て・障害者基金事業」から国庫補助金を財源とした「社会福祉振興助成事業」に変わり、これまで以上に事業成果や社会的効果が問われることとなり、「公的助成金の投入効果」について、さらなる明確さや客観性を備えた事業評価が求められている。

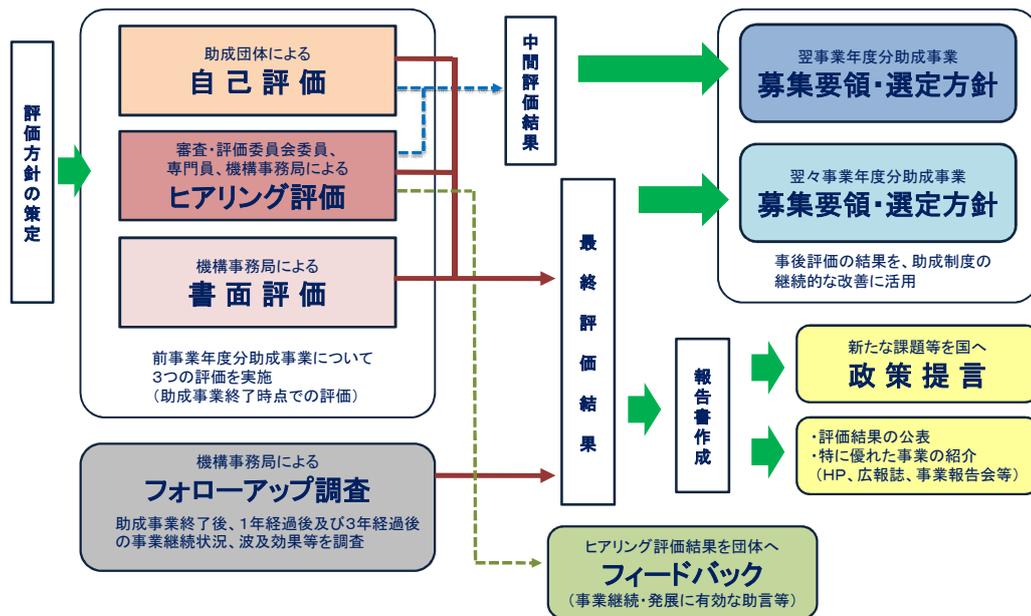
機構の助成事業において事業評価を実施する目的としては、平成25年6月4日に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において決定した「社会福祉振興助成事業の評価方針」において、次のような点を掲げている。

- ① 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- ② 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- ③ 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- ④ 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- ⑤ 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- ⑥ 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

(2) 事業評価の方法

事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、評価成果を翌年度以降の助成プログラムの改善に活かすよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

図1 事業評価の仕組み



まず、前年度に実施した全ての助成事業について助成先団体による「自己評価」を行った上で、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）、福祉用具の改良開発及び普及に係る専門員（以下「専門員」という。）並びに機構事務局による「ヒアリング評価」、及び機構事務局による「書面評価」に基づく評価を行うこととしている。

次に、評価結果を助成事業の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がってきた新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

また、評価の結果、成果が特に優れた事業であると認められた事業については、助成事業報告会やシンポジウム、機構ホームページ、広報誌「WAM」等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

なお、助成事業終了直後における事業評価としては、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価の3つの評価を、それぞれの特徴を活かしながら実施しているが、助成事業の内容

によっては、助成事業終了直後において、その成果を十分把握することが難しい事業もある。

このため、助成事業終了直後における評価に加えて、助成事業終了から1年以上経過した時点において、その継続状況や波及効果等を確認、評価するフォローアップ調査を、助成事業終了から3年以上経過した時点における継続状況等を把握するための継続フォローアップ調査を実施している。

また、ヒアリング評価の結果については、助成先団体にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善に寄与させるとともに、次年度以降の助成先選定に反映するほか、助成プログラムの仕組みそのものの改善に反映させることとしている。

本報告書においては、前述の方法により今年度中に実施した平成24年度助成事業に関する事業評価の結果を取りまとめている。

併せて、平成23年度助成事業に関するフォローアップ調査結果及び平成21年度助成事業に関する継続フォローアップ調査結果については、資料編に掲載している。

2. 今年度評価の概要

(1) 平成25年度における評価方針

平成25年度の評価事業を実施するにあたっては、年度当初の第1回審査・評価委員会において、事業評価の目的や評価の方法、評価の項目・基準などを具体的に定めた「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、この評価方針に基づき、平成24年度助成事業を対象として、各評価を実施した。

また、過年度の助成事業の継続状況や、その財源などを把握し、事業を息長く継続させるために必要な要素などを把握することを目的として、平成23年度助成事業に対してのフォローアップ調査、及び平成21年度助成事業に対しての継続フォローアップ調査も併せて実施した。

平成25年6月4日

社会福祉振興助成事業の評価方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）を通じて、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の結びつきをより強くし、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障がい者が地域の支え合いの中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すこととしている。

助成事業の評価に当たっては、助成を受けて実施された事業がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかについて、次の方針に基づき行うものとする。

I 事業評価の目的

- (1) 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- (2) 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- (3) 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- (4) 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- (5) 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- (6) 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

Ⅱ NPO等の福祉活動事業の評価

1. 評価の方法

(1) 自己評価（助成先団体による評価）

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成先団体が自己評価を実施する。

(2) ヒアリング評価

前年度に機構が助成した全事業の中から社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）の審議を経て決定した基準に基づき選定した事業について、審査・評価委員会委員又は機構事務局が、助成先団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

(3) 書面評価

(2) のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成先団体が提出した事業完了報告書等に基づき、機構事務局が書面評価を実施する。

3. 評価の項目・基準

(1) ヒアリング評価

ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業推進姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施のための明確な理念を持っているか ・ 事業に取り組む意欲・積極性は十分だったか 	1
	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・ 有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか 	1
	事業実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的の実現のため、効果的、効率的、経済的な手法を用いて実施できたか ・ 事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか 	1
成果評価	アウトプット（直接的成果）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか ・ 量的な指標をどの程度達成できたか 	2
	アウトカム（質的成果）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか 	3
	インパクト（社会的成果）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えるかと想定されるか ・ 事業の成果の他地域への広がりやその可能性がみられるか 	2

※ウエイトの合計は 10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

(2) 書面評価

ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウェイト
プロセス評価	事業実施体制	・ 団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか ・ 有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか	1
	事業実施プロセス	・ 事業目的の実現のため、効果的、効率的、経済的な手法を用いて実施できたか ・ 事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか	2
成果評価	アウトプット (直接的成果)	・ 事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか ・ 量的な指標をどの程度達成できたか	3
	アウトカム (質的成果)	・ 事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか	4

※ウェイトの合計は10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

4. 総合評価

「ア. 評価項目」の項目ごとに「イ. 評価基準」の5段階（SからD）で評価し、レベルのなかでも上位に近いのか下位に近いのかを判定したうえで、各評価項目のスコアを決定する。

各評価項目のスコアに「ア. 評価項目」のウエイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。

総合スコアをもとに、次の5段階（SからD）で総合評価を決定する。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90 以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70 以上 90 未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50 以上 70 未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30 以上 50 未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30 未満	全般的に多くの課題のあるもの

Ⅲ 福祉用具の改良開発事業の評価

1. 評価の方法

(1) 助成団体の評価（自己評価）

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成団体が自己評価を実施する。

(2) ヒアリング評価

前年度に機構が助成した全事業について、福祉用具の改良開発及び普及に係る専門員（以下「専門員」という。）が、助成先団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

2. 評価の項目・基準及び総合評価

商品化（実用化）の状況、今後の課題と解決方法、今後の展開・方向性などの観点から、次の4段階（AからD）で総合評価を決定する。

総合評価	評価指標
A	当初の目標を上回り遂行できているもの
B	当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの
C	当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの
D	さらに努力が必要なもの

3. 審査・評価委員会への報告

専門員は、評価の結果を審査・評価委員会に報告する。

IV 災害福祉広域支援事業の評価

1. 評価の方法

助成先団体が提出した事業完了報告書等に基づき、全事業について、機構事務局が書面評価を実施する。

2. 評価の項目・基準及び総合評価

事業実施体制、アウトプット（直接的成果）、アウトカム（質的成果）、継続性・将来発展性の観点から、次の4段階（AからD）で総合評価を決定する。

総合評価	評価指標
A	当初の目標を上回り遂行できているもの
B	当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの
C	当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの
D	さらに努力が必要なもの

V 評価結果の活用

1. 団体へのフィードバック

ヒアリング評価の結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会の審議を経たのち、評価を担当した委員、専門員及び機構事務局それぞれの所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックすることにより、制度や機構内部の改善のみならず、団体の活動や事業展開の参考にも供することとする。

2. 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

3. 優れた事業の普及啓発

評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会などにより広報することで、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

4. 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会は、評価結果を年度末に事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構は、機構ホームページなどで公表する。

また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努めるとともに、課題によって国に対して政策の提言を行う。

V フォローアップ調査

機構事務局は、助成事業終了後から1年又は3年以上経過後に、助成先団体へのフォローアップ調査を実施し、助成事業の継続状況や財源、助成事業による効果や課題などを把握し、助成制度や助成先団体への支援の在り方の継続的な改善などに結びつけることとする。

VI 委員及び専門員の遵守事項

- (1) 委員及び専門員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 評価の公平・公正を確保するため、委員及び専門員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体のヒアリング評価を実施できないこと。
また、当該団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を担当しないこと。
なお、利害関係者に該当し、ヒアリング評価を担当しない場合は、その旨を機構事務局に報告すること。
- (3) 委員及び専門員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(2) 評価結果の概要

ア. NPO等の福祉活動事業の評価の概要

① 自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果を以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにすることなどを目的として実施している。

本年度は、平成24年度に助成を行った389事業（「福祉活動支援事業」142事業、「地域連携活動支援事業」152事業、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」66事業、「社会参加促進活動支援事業」29事業）の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書（資料編 P. 1様式）の提出を依頼した。

評価項目は、「事業推進姿勢」、「事業実施体制」、「実施プロセス」、「アウトプット（直接的成果）」、「アウトカム（質的成果）」及び「インパクト（社会的成果）」の6項目を軸とし、各評価項目にはそれぞれ設問を付している。

この評価項目別のそれぞれの設問について、「実施できた」又は「不十分だった」等の二者選択方式により成果確認を行い、併せて「S」から「D」までの5段階の「総合評価」を行うこととしている。

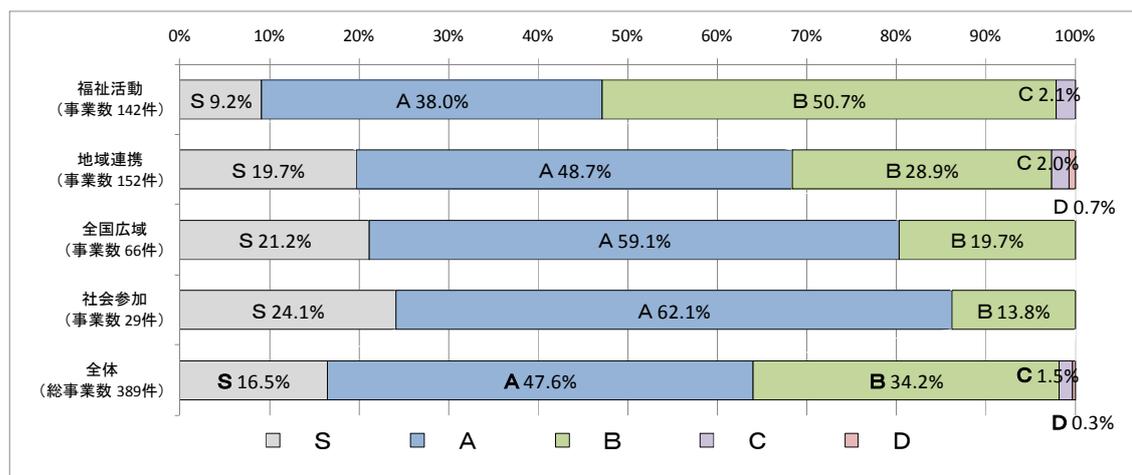
自己評価書による総合評価の全体的な状況は、表1及び図2のとおりである。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、総合評価についてはほとんどの事業がB評価以上であり、当初の目的を達成して良好な水準にあると評価している。

表1 平成24年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

区 分	福祉活動支援事業		地域連携活動支援事業		全国的・広域的ネットワーク活動支援事業		社会参加促進活動支援事業		全 体		
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	
総合評価	S:非常に高く評価できる水準にある	13	9.2%	30	19.7%	14	21.2%	7	24.1%	64	16.5%
	A:高く評価できる水準にある	54	38.0%	74	48.7%	39	59.1%	18	62.1%	185	47.6%
	B:良好な水準にあるが、一部課題がある	72	50.7%	44	28.9%	13	19.7%	4	13.8%	133	34.2%
	C:一定の水準にあるが、かなり課題がある	3	2.1%	3	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	1.5%
	D:全般的に多くの課題がある	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
	合 計	142	100.0%	152	100.0%	66	100.0%	29	100.0%	389	100.0%

図2 平成24年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向



全体で見ると、「S（非常に高く評価できる水準にある）」評価が16.5%、「A（高く評価できる水準にある）」評価が47.6%、「B（良好な水準にあるが、一部課題がある）」評価が34.2%、「C（一定の水準にあるが、かなり課題がある）」及び「D（全般的に多くの課題がある）」評価が1.8%で、A評価以上の割合が6割以上を占めており、助成区分別で見ると、「福祉活動支援事業」に比べ、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」が、高い水準にあると評価している。

評価項目別の設問（資料編P. 12参照）について、全事業で見ると、一部の設問を除き「実施できた」等の肯定的な評価を行っているが、「実施プロセス」の「計画通りに実施できたか」や、「アウトプット」の「目標どおりの参加者（利用者）を確保できたか」といった設問については、約2割の団体が十分な結果を出すことができなかったと評価している。

要因としては、事前の事業計画の検討が甘く、予定していた利用者の確保や行政や他団体の協力を得ることができなかったことが考えられる。平成24年度については、助成の募集期間が約1カ月間であったため、ニーズの把握や連携団体との事前の協議など、事業計画の検討期間を十分に確保できなかったことも要因の一つと史料される。

また、助成区分別では、「福祉活動支援事業」が他の助成区分に比べ十分な結果を出すことができなかったと評価しており、この評価項目別の設問の結果が、総合評価の結果に反映されているものと考えられる。

「アウトカム」の「新規会員等の確保」や、「インパクト」の「マスコミなどによる波及効果」についても、比較的低い該当率となっている。これについては、事業終了直後の自己評価の時点では、その成果の広がり具合を明確に把握することは難しい事業も多いことが考えられるため、フォローアップ調査等において一定期間経過後における評価を確認することが重要である。

② ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、審査・評価委員会委員及び機構事務局が助成事業を実施した団体に直接話を伺い、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として行っている。

ヒアリング評価の成果等については、以後の助成事業の募集要領や選定方針（具体的には平成26年度助成事業の選定方針）等に反映、活用させるとともに、事業を実施した団体のその後の運営・改善の参考に資するよう、評価結果を助成先団体に直接フィードバックすることとしている。

このため、今年度のヒアリング評価の対象事業については、評価方針に基づき、平成24年度に助成した全ての助成事業のなかから、審査・評価委員会の審議を経て、次の2つの視点に基づき選定することとした。

- (I) 限られた財源の中で資源を有効配分する観点から、助成決定額が700万円を超える事業
- (II) 助成決定額が700万円以下の事業については、次のア及びイに該当する事業
 - i) 連携・ネットワークにより実施した事業の効果の検証とともに、事業の成果を助成制度のさらなる改善に反映させるため、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び助成事業の実施により連携・ネットワークの構築が図られている「福祉活動支援事業」とする。
 - ii) 翌年度以降の助成対象テーマや重点的に支援すべきテーマなど国への提案を行うにあたって、事後評価を通して得られた結果や成果等を反映させるため、機構が重点支援事業に掲げる次の事業とする。
 - ・ 東日本大震災で被災された方等を支援する事業
 - ・ 高齢者などの孤立防止に関する事業
 - ・ 児童虐待防止に関する事業
 - ・ 貧困対策に関する事業

ヒアリング評価を実施した事業の助成区分別、重点支援分野別の内訳は、表2のとおりである。

表2 平成24年度助成事業 ヒアリング実施事業の内訳（重点支援事業別）

区分	24年度助成事業数					ヒアリング事業数				
	福祉活動	地域連携	全国広域	社会参加	計	福祉活動	地域連携	全国広域	社会参加	計 (実施率)
被災者支援	19	30	32	-	81	4	7	21	-	32 (39.5%)
孤立防止	20	34	3	-	57	3	22	3	-	28 (49.1%)
児童虐待防止	16	12	5	-	33	4	7	4	-	15 (45.5%)
貧困対策	17	14	4	-	35	6	7	2	-	15 (42.9%)
その他	70	62	22	29	183	-	-	7	3	10 (5.5%)
計 (実施率)	142	152	66	29	389	17 (12.0%)	43 (28.3%)	37 (56.1%)	3 (10.3%)	100 (25.7%)

なお、評価にあたっては、1つの事業について複数の評価者が同時にヒアリングを行い、各評価者の合議により総合評価の結果を決定するというプロセスを踏むことで、より客観的な評価を得るとともに、各評価者からの多角的な助言等を取りまとめることができる体制で実施することとしている。

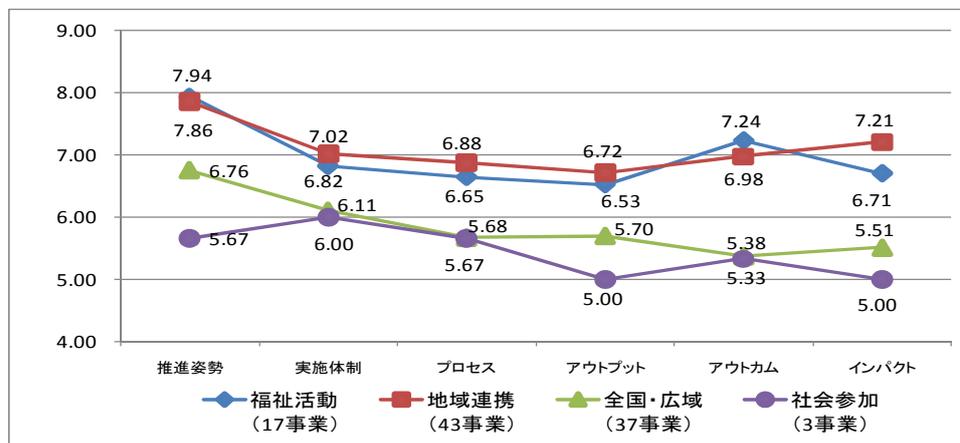
a) 評価項目別の評価結果 — 何れの評価項目も平均では概ね良好な水準 —

次の表3及び図3は助成区分別に、表4及び図4は重点支援事業別に、ヒアリング評価を実施した100事業の評価項目別の評価結果の平均値を表したものである。

表3 平成24年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 —平均値— (助成区分別)

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
福祉活動	7.94	6.82	6.65	6.53	7.24	6.71
地域連携	7.86	7.02	6.88	6.72	6.98	7.21
全国広域	6.76	6.11	5.68	5.70	5.38	5.51
社会参加	5.67	6.00	5.67	5.00	5.33	5.00
全体	7.40	6.62	6.36	6.26	6.38	6.43

図3 平成24年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 —平均値— (助成区分別)



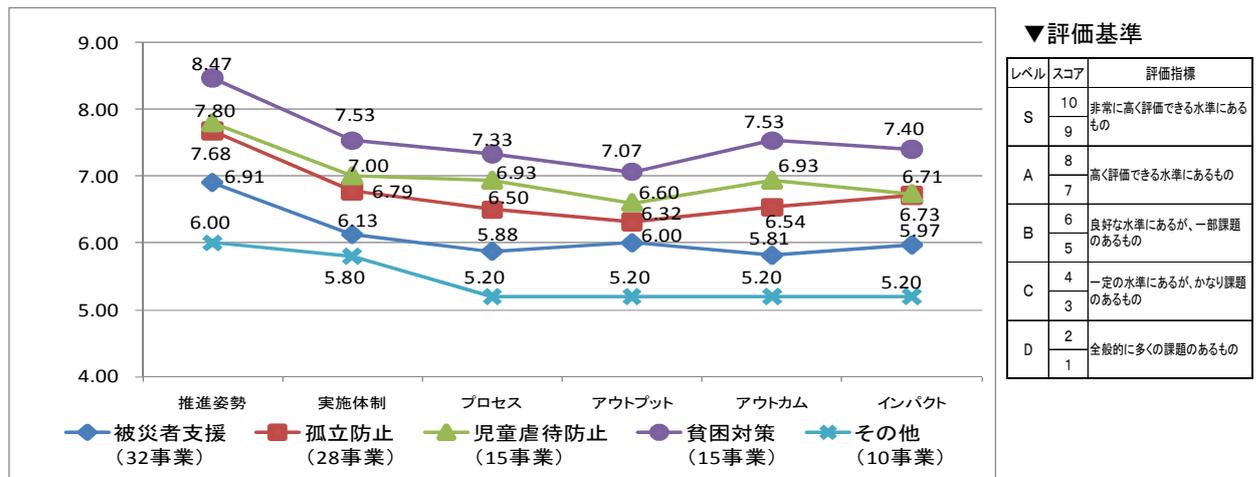
▼評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

表4 平成24年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 -平均値- (重点支援事業別)

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
被災者支援	6.91	6.13	5.88	6.00	5.81	5.97
孤立防止	7.68	6.79	6.50	6.32	6.54	6.71
児童虐待防止	7.80	7.00	6.93	6.60	6.93	6.73
貧困対策	8.47	7.53	7.33	7.07	7.53	7.40
その他	6.00	5.80	5.20	5.20	5.20	5.20
全体	7.40	6.62	6.36	6.26	6.38	6.43

図4 平成24年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 -平均値- (重点支援事業別)



全体をとおして、6つの評価項目全てにおいて概ね良好な評価結果が得られており、当初の事業目的・事業計画で期待された一定のレベル又はそれ以上の成果を上げていると考えられる。

助成区分別にみると、「福祉活動支援事業」「地域連携活動支援事業」に比して、「全国・広域ネットワーク活動支援事業」が何れの評価項目にあってもやや低い評価結果であった。

また、重点支援事業別にみると、「貧困対策」事業が何れの評価項目にあっても比較的高い評価結果であり、反対に「被災者支援」事業は何れの評価項目にあっても比較的低い評価結果であった。

b) 総合評価結果 -約4割の事業が高く評価できる水準-

表5及び図5は助成区分別、表6及び図6は重点支援分野別の総合評価の結果である。

表5 平成24年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

区分	福祉活動		地域連携		全国広域		社会参加		全体	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	3	7.0%	1	2.7%	0	0.0%	4	4.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	9	52.9%	21	48.8%	5	13.5%	0	0.0%	35	35.0%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	8	47.1%	17	39.5%	22	59.5%	2	66.7%	49	49.0%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	0	0.0%	2	4.7%	5	13.5%	1	33.3%	8	8.0%
D 全般的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	0	0.0%	4	10.8%	0	0.0%	4	4.0%
合計	17	100.0%	43	100.0%	37	100.0%	3	100.0%	100	100.0%

図5 平成24年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

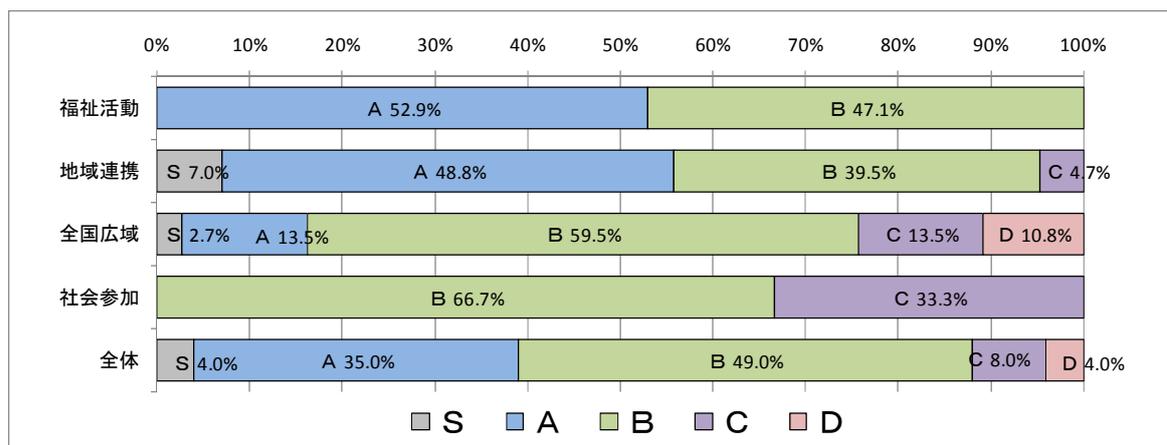
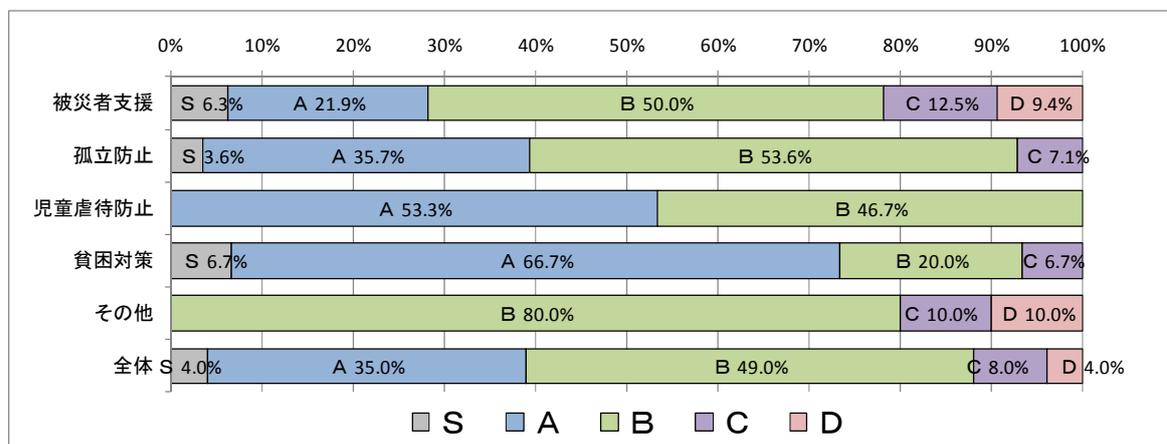


表6 平成24年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援事業別）

区分	被災者支援		孤立防止		児童虐待防止		貧困対策		その他		全体	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	2	6.3%	1	3.6%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%	4	4.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	7	21.9%	10	35.7%	8	53.3%	10	66.7%	0	0.0%	35	35.0%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	16	50.0%	15	53.6%	7	46.7%	3	20.0%	8	80.0%	49	49.0%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	4	12.5%	2	7.1%	0	0.0%	1	6.7%	1	10.0%	8	8.0%
D 全般的に多くの課題のあるもの	3	9.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	4	4.0%
合計	32	100.0%	28	100.0%	15	100.0%	15	100.0%	10	100.0%	100	100.0%

図6 平成24年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援事業別）



全体としては、「S（非常に高く評価できる水準にあるもの）」評価が4.0%、「A（高く評価できる水準にあるもの）」評価が35.0%となっており、総合評価では約4割の事業が高く評価できる水準以上にあるという結果であった。

助成区分別でみると、「地域連携活動支援事業」については、A評価以上の割合が55.8%に対し、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」については、A評価以上の割合が16.2%と低く、また、C・D評価についても、12事業のうち、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」が9事業を占め、全国又は広域で活動している事業は期待していた成果を思うようにあげられておらず、課題を残すものもあった。

重点支援事業別でみると、A評価以上の割合は、「貧困対策」（73.4%）と「児童虐待防止」（53.3%）は5割を超えているものの、「被災者支援」（28.2%）と「高齢者などの孤立防止」（39.3%）では相対的に低い割合となっている。

評価結果の低い事業については、課題として、対象者のニーズの把握など事前準備が十分でないままに事業を開始したもの、助成先団体が活かせる専門性がありながら mismatchが生じているもの、成果に関する可視化や客観的なデータによる分析・考察が十分にまとまっていないものなどがみられた。

以上がヒアリング評価の概要である。個別のヒアリング評価結果については、平成26年度以降の事業継続や団体の運営などに活かしていただくため、ヒアリング評価を実施した助成先団体全てにフィードバックを行っている。

また、特に優れていると評価された事業については、本報告書に、事業の概要や評価のポイントなどについて掲載するとともに、機構のホームページやメールマガジンなど、複数の媒体で優良事例として広く紹介している。

なお、機構事務局が行うヒアリング評価においては、助成先団体の事務所や実際に活動されている実践場所にうかがい、書面や電話だけでは知り得ることのできない状況も確認することとしている。その際、評価の実施のみならず、他地域での助成事例の紹介や助成金に関する情報などについての情報提供のほか、団体に対するアドバイスを行うなど、顧客サービスや現場との意見交換などの貴重な機会となっている。

ヒアリング評価を通して得られた評価結果等については、本報告書に活かすとともに、平成26年度助成対象テーマ等の見直しに関する国への提案や、「平成26年度社会福祉振興助成事業 募集要領」に反映し、助成プログラムの改善に活かしているところである。

③ 書面評価の概要

書面による評価は、平成24年度の全389事業のうち、ヒアリング評価の対象となった100事業を除く合計289事業について、評価方針に基づき、機構事務局において実施した。

評価に用いた書面等は、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業の成果物（事業報告書その他の作成物等）である。

評価の実施にあたっては、事業の内定段階から助成事業の完了まで関わりをもった助成担当者による、より長期的な視点に基づいた評価を実施することによって、事業計画時の状況、事業実施期間中の進捗・経過なども加味したうえで、書面上の情報に留まらない評価を行った。

なお、評価項目については、書面が中心となる限られた材料により行うため、プロセス評価の「事業実施体制」及び「事業実施プロセス」、成果評価の「アウトプット」及び「アウトカム」の4項目とした。

a) 評価項目別の評価結果 ー何れの評価項目も概ね6ポイント前後ー

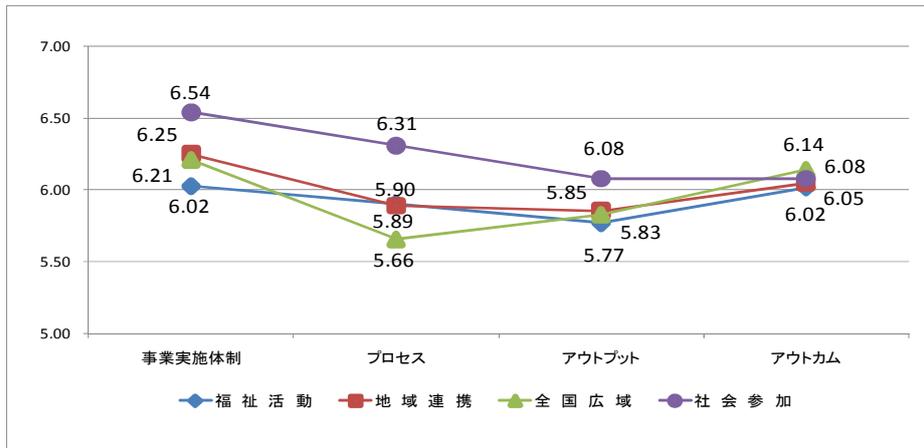
評価項目別の評価結果については、表7および図7のとおりである。

項目別にみると、助成区分ごとに大きな差異はなく、いずれも6ポイント前後の間に収まっており、良好な水準以上にあると考えられる。なお、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」の書面評価からは、効果的・効率的な手法を用いて実施できたかどうか、または事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているかどうかといった「事業実施プロセス」の面で、平均ではやや弱い評価結果となっている。

表7 平成24年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)

助成区分	プロセス評価		成果評価	
	事業実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム
福祉活動	6.02	5.90	5.77	6.02
地域連携	6.25	5.89	5.85	6.05
全国広域	6.21	5.66	5.83	6.14
社会参加	6.54	6.31	6.08	6.08
全体	6.17	5.91	5.83	6.04

図7 平成24年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)



▼評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

b) 総合評価結果 - 9割の事業で良好な水準以上を占める -

総合評価の結果については、表8及び図8のとおりである。

各助成区分ともに9割の事業で良好な水準以上にあるといった評価が得られており、大半の助成事業が当初の事業計画に基づいた一定の成果を上げていると考えられる。

表8 平成24年度助成事業 書面評価の総合評価結果 (助成区分別)

区分	福祉活動		地域連携		全国広域		社会参加		全体	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	17	13.6%	15	13.8%	5	17.2%	1	3.8%	38	13.1%
B 良好な水準にあるが一部課題のあるもの	95	76.0%	84	77.1%	21	72.4%	25	96.2%	225	77.9%
C 一定の水準にあるがかなり課題のあるもの	12	9.6%	10	9.2%	2	6.9%	0	0.0%	24	8.3%
D 全般的に多くの課題のあるもの	1	0.8%	0	0.0%	1	3.4%	0	0.0%	2	0.7%
合計	125	100.0%	109	100.0%	29	100.0%	26	100.0%	289	100.0%

図8 平成24年度助成事業 書面評価の総合評価結果 (助成区分別)



評価指標ごとにみると、全体で、非常に高く評価できる水準（S）にある事業は残念ながらみられなかったものの、高く評価できる水準（A）にある事業が38件（13.1%）の事業でみられた。また、一定の水準にあるがかなり課題のある事業（C）及び全般的に多くの課題がある事業（D）も26件（9.0%）みられた。この中には、ヒアリング評価で前述したものと同様、対象者のニーズの把握など事前準備が十分でないまま事業を開始したもの、成果の可視化や客観的なデータによる分析・考察が十分にまとまっていないのがみられたほか、事業を実施することが主体となってしまう当初の目的が十分に達成されていないもの、前回の助成後に指摘したアドバイスが今回の助成事業に残念ながら十分に活かされていないものなどもみられた。

なお、書面評価を行った事業にあっても、助成事業を呼び水として今後どのような波及効果が生まれるか、フォローアップ調査などの手段で継続の状況を掴み、現地への訪問等や電話での聴き取りなどを通じて、引き続き事業の発展過程を見守ることとしたい。

イ. 福祉用具の改良開発事業の評価の概要

福祉用具の改良開発事業については、従来、長寿・子育て・障害者基金による交付金事業として公益財団法人テクノエイド協会において実施していたが、平成22年度からは社会福祉振興助成事業として実施しているところである。

事業評価にあたっては、工学等の専門的な知見を必要とすることから、審査・評価委員会は、機構の理事長が専門員として委嘱した工学の専門家や福祉用具に精通した医師などの学識経験者に意見を聴くこととし、国庫補助金の投入に相応しいか、機器が完成したかなど、改良開発後の商品化・実用化の状況、今後の課題と解決方法、今後のさらなる改良開発の展開・方向性などの観点から、総合的に評価することとしている。

本年度は、平成24年度に助成した全2事業を対象に、助成先団体による自己評価及び専門員によるヒアリング評価を実施した。

まず、助成先団体による自己評価については、助成事業終了後の時点で、実施した改良開発事業の目標に対する達成度、今後の実用化・商品化の見通し、課題及び解決方法、今後の展開などについて記述するとともに、「A」から「D」の4段階による「総合評価」を行う自己評価書（資料編P. 9様式）を定め提出を依頼した。

提出された自己評価書の総合評価は、全2事業のうち、「A（当初の目標を上回り遂行できた）」評価が1事業、「B（当初の目標をほぼ予定どおり遂行できた）」評価が1事業という結果であった。

専門員によるヒアリング評価については、評価方針に基づき、助成先団体に直接ヒアリングを行い、今後の実用化・商品化の見通し、課題及び解決方法、今後の展開などの観点から、「A」から「D」の4段階による「総合評価」を行った。

評価の結果については、「B（当初の目標をほぼ予定どおり遂行できているもの）」評価が1事業、「C（当初の目標を遂行できているが、一部課題のあるもの）」評価が1事業であり、当初の目標は概ね遂行できているものと評価された。

なお、個別のヒアリング評価の結果については、以降の商品化や普及、更なる改良開発などに活かしていただくため、各専門員の評価に関するコメントを助成先団体全てにフィードバックしている。

ウ. 災害福祉広域支援事業の評価の概要

災害福祉広域支援事業については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験、課題等を踏まえ、厚生労働省では災害派遣医療チームDMAT (Disaster Medical Assistance Team) の福祉版を整備すべく、本助成事業の枠組みを活用することで、災害福祉広域支援ネットワークの整備を開始することとなった。

これを受けて本助成事業では、福祉・介護分野での全国からのネットワークによる人材派遣等、広域緊急支援体制整備のため、都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部(協議会形式)を設置し、平時より都道府県内の民間福祉事業者等と連携をとりながら、災害時の福祉支援ネットワークの構築を図ることを目的として、平成24年度から助成を行っているところである。

平成24年度においては、都道府県単位での協議会の設置、及びネットワークの普及啓発や研修会の開催など協議会の活動に係る事業を対象として、7都府県の助成先団体に助成を行っている。

本年度は、評価方針に基づき、この7事業について、機構事務局が書面評価を実施した。

評価結果については、事業実施体制、アウトプット(直接的成果)、アウトカム(質的成果)、及び継続性・将来発展性の観点から、「A」から「D」の4段階による「総合評価」を行ったところ、全事業が「B(当初の目標をほぼ予定どおり遂行している)」評価という結果である。

前述のとおり、平成24年度には7都府県においてネットワークの基礎となる協議体の整備が行なわれ、更に、平成25年度には15都府県に広がりを見せているが、全国的な整備については緒についた段階であるといえる。

平時でさえ、家族や近隣の支えを期待しにくくなっている中、要介護高齢者や障害者、子ども、子育て中の家庭など、災害時における要援護対象となる方々の支援のためには、それぞれの地域で様々な機関や団体、自治体などが予めこうしたネットワークについてシステム化しておくことが、ますます重要となってくる。

未だ緒についたばかりの各県のネットワークが過去2カ年の助成効果をさらに活かすことにより、地域の中で活動を定着させ、ネットワークをさらに広げるとともに、活動の更なる充実や質的向上などを図ることで、社会システムとしての定着化が進むことが必要であるといえる。

3. 成果、課題のみられた事例

平成24年度の助成事業では、NPO等の多様な社会資源が有機的に連携・ネットワークを図りながら、地域の実情に応じた様々な課題の解決に向けた創意工夫ある活動を重点的に支援することとした。また、助成テーマについては、行政の普遍的な制度・施策では支援の手の行き届かない福祉課題を厳選し、この中でも特に「東日本大震災で被災された方等の支援」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」の4つのテーマを重点的に支援する事業として、積極的に採択することとした。

本年度の事後評価にあたっては、これらの視点を踏まえ採択された事業について、当初の事業計画が予定どおりに遂行され、期待していた成果が十分に表れているか、さらに助成期間終了後の事業の継続性や期待される波及効果など、審査・評価委員会委員によるヒアリング評価を中心に検証を行った。

以下では、ヒアリング評価等の結果において、成果又は課題が確認された事例を取りまとめる。

(1) 成果のみられた事例

ア. 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業

① ノウハウの提供などの後方支援を行ったことで、被災地に組織された新たな団体が実施主体となり事業を継続している事例

被災地において、震災の影響で通院・通所などの移動が困難になり、地域から孤立している障害者の移動手段を確保するため、東京都内の団体が被災地の障害者施設と連携し、移送支援事業の構築に取り組む事例が見られた。

この事例では、数年後には被災地主体の事業運営が可能になるように、中長期的な方向性を明確にしながら、団体が持つノウハウの提供や運営の仕組みの構築など後方支援を行ってきたことで、被災地に組織された新たな団体が実施主体となって引き続き事業に取り組んでいる。現在は更に支援の範囲を拡大するなど、被災地で生活する障害者のニーズに応じたきめ細かな事業展開が期待される事例である。

< (参考) P. 40 参照事例掲載 >

② 被災地の住民が自立と復興を目指し、地域の伝統産業を活用しながら新たな地域コミュニティの構築に取り組む事例

住民同士のつながりの希薄な仮設住宅において、この地域に昔から伝わる「手しごと」を学ぶワークショップを開催する事業では、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が集まり世代を越えて語り合うなど、同じ地域に暮らしながら交流の機会の少なかった住民同士に新たなつながりが生まれていた。

また、伝統産業に着目し、高齢者が受け継いできた知恵や和・洋裁などの技術を「手しごと」として活かすことで、参加した高齢者や主婦の雇用にもつながっている。伝統や文化という地域資源を活用した住民ならではの発想による事業であり、被災地の復興に向けた今後の展開も多いに期待される事例である。

＜「資料編」P. 97 参照事例掲載＞

本年度の事後評価の対象となった被災された方等への支援に関する事業では、全国各地の団体が被災地の団体と連携し、心のケアや健康相談、子どもの学習支援や移送サービスなどの福祉課題に取り組む事業が多く見受けられた。

これらの事業の中には、被災地に新たな支えあいの仕組みを構築し、地元主体の活動に発展させる事業が幾つも見受けられた。また、地元のニーズの変化をその都度確認しながらその変化に柔軟に対応し、被災地内外の様々な主体と連携することで多様な支援をきめ細かに行っている事業では、被災者の復興に向けた意識の醸成にも大きく寄与していた。

震災から3年が経過し、被災地では復興に向けて街づくりの状況や人々の暮らしも少しずつ変化しているが、一方で、若者や資力のある者は仮設住宅から復興住宅や一般の住宅に移り、高齢者や障害者、ひとり親家庭など生活困窮に陥りがちな方々は取り残されるといった被災者間の格差も顕在化しつつある。

今後、ますます多様化・複雑化する被災者のニーズに対しては、多様な担い手が連携・協働しながら、復興期から次の段階に向けた中長期的な支援が求められており、本助成事業においても、これまでの助成の成果や課題を検証しながら、その時々々のニーズに合った支援を行っていく必要があるといえる。

イ. 高齢者などの孤立防止に関する事業

③ 介護保険制度等によるサービスと地域住民による生活支援などのインフォーマルなサービスを切れ目なく提供する、地域支え合いシステムを構築している事例

この事例では、団塊世代を中心とした元気高齢者が生活上の課題を抱える高齢者をサポートする「有償ボランティア」による支え合いの仕組みを構築するとともに、「高齢者サポートセンター」を設置し、コーディネーターが高齢者や家族の状況を丁寧に聞きとりながら、高齢者の多様な生活ニーズに応じた支援にスピーディーにつなぐことで、介護・福祉の切れ目のないサービスの提供を実現している。

NPOが中核団体となり、行政や社協、地域の自治会、介護・医療の専門機関、医師会や歯科医師会などと連携しながら、地域住民が主体となって団塊世代による高齢者相互の支え合いの仕組みを構築しており、地域包括ケアの中でNPOが担う役割としての期待も高く、他の地域にも類似の事業が始まるといった波及効果も表れている。

＜（参考）P. 38 参照事例掲載＞

④ 集落の機能が低下する中山間地域において、高齢者を地域ぐるみで支え合うネットワークを構築した事例

この事例では、高齢化、過疎化の進む中山間地域において、災害時や日常生活等に支援の必要な高齢者等を支え合うネットワークの構築を目指し、日常的な安否確認、居場所づくり、健康相談やサロンの開催とともに、近隣の高齢者等が支援の必要な高齢者と様々なサービスとのつなぎ役となる「住民同士の相互の支え合い」の仕組みを構築している。

つなぎ役の近隣住民が、高齢者の日々の状況の記録日誌や、生活の自立度、家族や近隣住民の支援の状況、公的支援の有無など、個々の状況を可視化したマップを作成し、これらの情報を関係団体で共有することで、地域の高齢者の個々の状況をきめ細かく把握し、必要な支援に的確につないでいる。

地域住民の当事者としての主体的な取り組みの実績、共助の成果、住民主体でなければ具体化することができない効果的で効率的な支援体制など、他の中山間地域のモデルとなる事例である。

<「資料編」P. 87 参照事例掲載>

⑤ フードバンクシステムを活用した配食サービスを行うことで、身体的、経済的な課題を抱える高齢者の低栄養や要介護の予防に取り組む事例

身体的、経済的な理由で食べることに困難を抱えている単身高齢者・障害者に配食サービスを行う事業では、食品関連企業や農家などからの余剰食品の提供によるフードバンクシステムを活用することで1食当りの価格を安価に抑えるとともに、管理栄養士がカロリーコントロールを行い、糖尿病や腎臓疾患など健康状態に応じたオーダーメイドの食事提供を行っている事例が見られた。

この事例では、配食サービスをきっかけに利用者の日常生活の状況を把握しながら、自団体が行う生活支援や、解決が難しい場合には社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の他の社会資源につなぐという役割も果たしている。近年、増加傾向にある生活困窮状態の単身高齢者を対象とした先駆的な取り組みとして注目される事例である。

<「資料編」P. 91 参照事例掲載>

高齢者・障害者などの孤立防止に関する事業では、見守り訪問、買い物支援、配食サービス、常設サロンやコミュニティカフェの開催による居場所づくりなど、地域の住民が互いに助け合い支え合う仕組みづくりに取り組む事業が多くみられ、地域住民と多様な地域資源が連携し、様々な手法で当事者に関わり合う仕組みを構築し、充実・発展させていた。

また、本年度の事後評価を行った事業の中には、高齢者や障害者に限らず、生活困窮者、子育て中の家庭、認知症の方とその家族、ハンセン病や難病の方々などを対象とした事業も見られたが、このような福祉課題を抱えた当事者の中には、例えば、生活困窮状態にある高齢者が認知症を発症しているなど、課題を重複して抱えている者も少なくない。

このように、多様化、個別化の進む福祉課題に対しては、地域の様々な社会資源による多面的な支援が必要となるが、当事者と様々な支援とをつなぐ「つなぎ役」の存在は欠かせない。前述の事例にもあるような、市民やNPOが主体となって作られる身近で温かみのある支え合いの仕組みは、この「つなぎ役」として有効に機能するものであり、地域包

括ケアの一翼を担うNPOの果たすべき役割としての期待も大きく、今後、さらなる普及が望まれるものである。

ウ. 児童虐待防止に関する事業

⑥ 地域の子育て支援団体の連携によって、子どもの成育段階や保護者の子育て環境に応じた多面的な支援が行われている事例

この事例では、地域において子育て支援に取り組む様々な団体が連携し、子育て中の保護者や子育てに関わる支援者・児童福祉施設職員を対象とした親教育プログラム（コモンセンスペアレンティング）や、地域から孤立している家庭への訪問型子育て支援（ホームスタート）、子どもたちや親子を対象とした暴力防止プログラム（セカンドステップ）など、虐待の予防・回復に効果が見込まれる様々なプログラムを提供している。地域の子育て中の保護者などの状況を把握し、それぞれの団体が行う個別のプログラムの特性を踏まえ、適切な時期に適切なプログラムにつなげることで、子どもの成育段階や保護者の状況に応じ、選択が可能で切れ目のない支援を行っている事例である。

<「資料編」P. 100 参照事例掲載>

⑦ 社会的養護の当事者が抱える問題点を明らかにし、相談支援など継続した関わりによって当事者の自立をサポートする事例

家族が抱える問題の複雑さや近年の格差社会の進行から、児童養護施設等の退所者など社会的養護の当事者の自立はより困難な状況にある。

この事例では、当事者の自立支援や就労支援に関する電話・来所相談を行うとともに、施設の就労支援の現状と問題点を把握するための調査や、全国で活動している各当事者団体との連携によるシンポジウム及び大学進学相談会を開催した。

相談・調査・啓発など複合的な手法で社会的養護の当事者の現状と課題を把握することで、当事者の実情に沿ったきめ細かな支援が行われている。また、自立支援の相談事業については、当事者だけでなく児童養護施設の職員からの相談も多く、当事者と支援者の双方の受け皿として機能している。進路や自立支援の相談事業をはじめとしたそれぞれの活動が効果的に展開されており、社会的意義の大きな事業として、活動の継続・発展が期待される取り組みである。

<「資料編」P. 98 参照事例掲載>

子どもへの虐待については、メディアの報道などによって国民の関心は高まりつつあり、社会的養護を必要とする子どもへの制度・施策も強化されている一方で、育児中の親や家庭への支援の必要性は、未だに関心の低さがうかがえる。

虐待による子どもの死亡事例等の検証結果では、死亡した子どもの4割強は0歳児であ

り、加害者の多くは、妊婦健康診査未受診や望まない妊娠、若年（10代）妊娠などの問題を抱えた実母であるという。

また、親が精神疾患などの障害を抱えている世帯やひとり親世帯など、制度・施策をまたがった対応が必要な世帯では、社会資源とのつながりにくさや制度間の連携が不十分なことから、世帯そのものが地域から孤立しやすく、生活の困難さや育児ストレスによる乳幼児への虐待に発展するケースもみられる。

このように、ハイリスクな家庭に限らず、核家族化や近隣住民とのつながりの希薄化によって、若い母親などが子育てのスキルを持たないまま孤独な子育てを行っている家庭も多く、虐待のリスクは、一般的な家庭においても高まっているものと思われる。

本助成事業では、ハイリスクな家庭への支援とともに、予防的視点をもった支援についても注目すべきテーマであると考え、妊娠前から出産、育児期間中の切れ目のない支援、あるいは虐待を受けた子どもの自立支援や親子の再統合に関する支援など、「未然防止」、「早期発見」、「虐待後のサポート」を地域の実情に応じて行う活動に対して、今後も重点的に支援が必要であると考えます。

エ. 貧困対策に関する事業

⑧ 地域の様々な社会資源が連携することで、シェルターによる緊急一時保護から入居支援、サロンの開設、入居後の見守りまで包括的・継続的な支援が実現された事例

地域において住居の確保が難しいといわれる高齢者、障害者、被虐待者、刑余者などを対象に、シェルターへの一時保護から地域での生活が定着するまで、医療・福祉関係機関、行政、不動産の仲介業者、財産管理者、地域のNPO等のネットワークを有機的に機能させながら、個々の状況に応じた切れ目のない支援を包括的・継続的に行っている事例が見られた。

新たな生活困窮者自立支援制度においては、住居確保の必要な当事者に対し、家賃の給付を予定しているが、当事者の地域生活を定着させるためには、不動産の仲介業者や財産管理者による支援、地域住民の理解も不可欠であり、このように、入居時の手続きから入居後のサロン等による見守りまで、NPOが当事者の状況に応じて支援のコーディネートを行う取り組みは、制度の下支えを担うモデル事業として期待される事例である。

<「資料編」P. 105参照事例掲載>

⑨ 精神障害や知的障害など課題を抱えた路上生活者に、継続的な支援を行い、対象者に応じた段階的な支援の仕組みの構築につながった事例

この事例では、精神障害など課題を抱えた路上生活者に焦点をあて、医療、生活困窮者支援、障害者支援といった専門分野の異なる団体が連携し、シェルターへの緊急一時保護、日中生活における居場所の提供、ケア付き共同住居への受け入れ、就労の場の提供、さら

に医療の関与が必要な当事者への在宅生活を支援するための訪問看護ステーションの立ち上げなど、当事者のニーズに応じた事業展開を段階的に行っている。

それぞれの団体が専門性を活かし、当事者の状況を見極めながら適切な支援につなぐことで、自立に向けた継続的な支援を行う先駆的な事例である。

<「資料編」P. 107 参照事例掲載>

⑩ 「子どもの貧困」に取り組む支援者のネットワークを構築したことで、「貧困の連鎖」を断ち切るための実践的な取り組みへの発展が期待される事例

「子どもの貧困」問題に取り組む団体が増えている一方で、各々の団体は活動の継続や発展の手法に課題を抱え、他の団体の取り組み状況や他の社会資源につなぐ情報も乏しい状況にある。この事例では、各地の支援団体や学識者、実践者が会する学習会や実践交流会を開催し、支援者同士が実践方法や課題などの情報を共有することで、相互補完できる支援のネットワークを構築している。

バラバラであった取り組みを集約し情報を共有したことで、「子どもの貧困」に対する社会的な関心を集め、子どもの貧困対策法の法案作成過程にも寄与している事例である。このネットワークで得た知見をもとに、新たな事業を始める団体も増えつつあり、今後は、情報発信やネットワークを活用して、子どもの生活課題の解決に向けてどのように取り組みが具現化されていくか、更なる事業の展開が期待される。

<（参考）P. 42 参照事例掲載>

⑪ 学習支援をきっかけに見えてきた福祉的課題に対し、包括的に支援を行っている事例

この事例では、年齢の近いボランティアの活用やキャリア形成を行うNPOと連携することで、学習支援だけではなく、学習習慣の定着、ソーシャルスキルの向上、キャリア形成の支援なども行っている。また、パーソナルサポートセンターや社会福祉士会といった専門的機関と連携しながら、医療機関への受診、親の就労状況、ネグレクトなどといった課題を抱える家庭にも対応し、子どもの学習支援を通じた包括的支援が行われている。

この事例にみる側面的な支援を含めた学習支援は、地域の実情に応じて生活困窮家庭の養育相談や学び直しの機会を設けており、国の新たな生活困窮者支援制度における若者・子ども支援に先行した取り組みである。

今後は、このような学習支援の機会からこぼれ落ちる子どもたちへのアプローチにも積極的に取り組まれることが望まれる。

<「資料編」P. 112 参照事例掲載>

前述のように、貧困対策に関する事業では、子どもの貧困対策や生活困窮者の居住確保、包括的・継続的な自立支援など、先駆的な取り組みが多く見られた。これらの事業に共通していることは、生活困窮者が抱える様々な課題について、多岐に亘るノウハウをもつ機関とネットワークを構築し、包括的に支援する体制ができていることである。今後は、本

助成事業においても、これらの取り組みをモデル事業として他の地域に広く普及していくことが必要であると考えます。

また、平成25年度は、子ども貧困対策の推進に関する法律や生活困窮者自立支援法など、国が目指す新たな生活困窮者自立支援制度が示され、政策的に大きな動きがあった。新たな制度においては、生活保護に陥る前の支援や、貧困の連鎖を断ち切るための支援といった予防的な視点が重点化されている。その一方で、例えば軽度の知的障害や発達障害のある方など、当事者自身が自ら抱えている問題を問題として認識していないことで、必要な支援につながるができないケースも少なくない。

このような当事者を適切な支援につなぐためには、団体の専門性やネットワークの活用がより一層求められ、ボランティアなどの支援の担い手を増やすことと同時に、多様化、個別化する福祉課題に対応可能な専門性の高い人材を育成し、地域の中に支援体制を定着させていくことが、今後取り組むべき課題と考える。

オ. 先駆的な取り組みを全国に展開している事業

⑫ 被災地をはじめとした全国各地において、様々な団体の協力を得ながら障害者の潜在的な力を引き出す新しい自己啓発手法を広く実践・普及した事例

障害者自身の「自己表現のしにくさ」や「社会参加のしづらさ」といった内面的な課題の解決に向けて、全国にネットワークをもつ福祉団体や音楽業界などと連携しながら、手作り打楽器によるロックコンサートを、被災地をはじめとする全国各地で開催した事例では、ロック音楽の躍動感や絵画アートの開放感をもつインパクトに加え、障害者にロック、リズム、アートという具体的な手法による自己表現の機会を提供したことで、個々の障害者の社会参加につながるだけでなく、多くの参加した障害者や家族などの相互交流を促すという効果も見られた。

当該団体が障害者の就労支援事業として先駆的に取り組んできた音楽活動を、新たな障害者雇用のモデルの一つとして全国に広く実践・普及することで、障害者の社会参加や自立生活の機会の拡大につながることも期待される取り組みである。

< (参考) P 44 参照事例掲載 >

(2) 課題のみられた事例

⑬ 事前の計画の甘さから、障害者の就労支援のために購入した装置が十分に活かされず、期待していた成果が十分に得られなかった事例

この事例は、スチレン樹脂を生産する小型装置を購入し、発砲スチロールの圧縮作業を障害者の就労に活かすモデル事業として計画されたものであったが、装置は購入したものの設置場所が定まらず、事業の開始時期に大幅な遅延が生じるなど、モデル事業として具体的な成果の乏しい結果となった。

装置の設置を引き受ける事業所や原料となる発砲スチロールの確保に関する事前調査、事業開始後の現状把握・判断が十分でなかったことから、その後の事業の継続性などに多

くの課題を残す事例である。

⑭ 多額の助成を受けて多様な支援活動を広域に亘り展開したものの、活動実績の分析や成果の取りまとめを計画どおりに行わず、団体内部で自己完結している事例

多額の助成を受けて被災地に支援の拠点を設置し、全国のボランティアの受け入れと被災地のニーズとのマッチングを行い、生活支援物資の配布、自治コミュニティの構築など多様な支援活動を広域に亘り展開したものの、活動の実績に関する定量的かつ客観的な分析や成果を取りまとめた活動報告がおろそかになり、公的な助成に対する説明責任を必ずしも十分に果たしているとはいえない事例も見受けられた。

大規模災害におけるボランティアコーディネートのシステム構築について、大いに期待していた事業であるが、結果として団体の事務遂行能力を超えた事業計画であったとも判断せざるを得ない事例である。

これらの課題のみられた事例は、いずれも「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」として採択され助成した事例である。

事業規模から大きな効果が期待される反面、それだけ社会的責任も重く、より効率的・効果的な資金の活用が求められるものの、要望時の事業計画の企画・立案、事業の遂行、さらに公的資金を活用した事業への説明責任の認識など、助成先団体の運営体制に課題が見受けられた。

これらの課題を踏まえると、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」のような大規模な事業については、要望時の審査・選定、事業実施期間中の中間評価、事業完了後の事後評価において、外部有識者によるヒアリングを行うなど審査・評価におけるチェック機能の高度化を図ることも必要であると考え。このように、応募から事業完了後の事後評価まで外部の有識者による専門的な見地からのアドバイスを行うことは、限られた資源の適正な配分とともに、より適切な選定にも結びつくものと考え。

4. まとめ

平成21年の事業仕分けによる評決を受け、長寿・子育て・障害者基金が全額国庫返納となり、平成22年度からは国の一般会計による国庫補助金を財源とした新たな助成制度としてスタートした。

この新たな制度では、より政策を反映し助成による効果を最大化するため、「高齢者・障害者などの孤立防止」、「貧困対策」、「児童虐待防止」など、喫緊の福祉課題について優先的に助成するとともに、多様化・複雑化する福祉課題に様々な主体が連携して事業を行うことを推奨する仕組みとしている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、震災直後から今日の罹災地支援まで息の長い支援が取り組まれている。それを担うNPOやボランティアなどの民間活動団体の活躍は目覚ましい。それらは元々平成元年に創られた基金事業によって育った団体が新たな支援の領域である「東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業」において、罹災した方々への支援に取り組むこととなったものが多い。このように、今日では、機構は東日本の震災地域でのボランティア団体への新たな支援に取り組むこととなったが、長年に亘る本助成の支援がなされてきた団体によって我が国の草の根の市民活動が支えられ、育ってきたのである。

平成24年2月には「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、税と社会保障が一体となって我が国の今後の社会を発展させ、消費税増税後の社会保障へ充当されることにより、社会保障の維持、充実を目指すこととなった。

これを受け、平成25年8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書においては、持続可能な社会保障のためには、「自助・共助・公助」の最適な組み合わせによる民間の活動の重要性が謳われており、地域包括ケアシステムの構築、介護予防、子どもを健やかに育てる地域づくりなどに民間の力は欠かせないものとされている。すなわち、共助や互助の仕組みや担い手が持続可能な社会保障を維持するためには必須なものと位置づけられたのである。

また、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度においても、地域の様々な主体が連携して取り組む、民間の迅速かつ柔軟な発想を活かした活動によって、制度だけでは行き届かない部分をいかに下支えしていくのかが問われている。特に、格差・貧困の問題は、様々な福祉課題を更に深刻化・複雑化する発端ともなり、生活困窮者の課題について地

域の中でいかに解消していくかが社会保障政策の上でも重要な課題となっている。

困窮者への支援は、民間のNPOや福祉関係者の取り組みが不可欠であり、また、行政と民間との連携とパートナーシップが重要な鍵となる。これらについて、機構は中心的な役割を果たせると考えられる。

このように、地域包括ケアや生活困窮者対策の推進など、社会保障政策の新たなシステムを構築していくにあたり、市民が主体となって地域の課題に取り組む民間福祉活動への期待は従前にも増して高まっており、これからの人口減少社会にあっては、社会保障制度そのものの中に「互助・共助」が当然のこととして組み込まれるものとなろう。

前述のとおり、本助成事業では、「高齢者・障害者などの孤立防止」、「貧困対策」、「児童虐待防止」など、地域の実情に応じたきめ細かな民間福祉活動に助成を行ってきた。これらの取り組みの中には、地域包括ケアや生活困窮者対策の下支えとしてモデルとなり得る先進的な事例も多く見られる。今後、行政と地域や福祉現場との中間に位置し、民間福祉活動の下支えを行う本助成事業の果たすべき役割は、より一層重要なものとなる。

すなわち、こうした分野の中で唯一の国庫補助金による助成制度として、今後の「互助、共助」を支えるのが機構による助成制度ということができる。

しかしながら、このように税制改革と一体的な社会保障制度の方向性が示されているにも関わらず、肝心の助成の財源となる国庫補助金は毎年削減傾向にあり、今後もこの厳しい状況は続くものと思われる。本来、社会保障制度の充実に合わせて、共助や互助の仕組みや活動への支援は必然的に拡大の方向となる。にもかかわらず、このような財源制約下のなかで逆に減額されている。したがってこの際、新たな補助事業のスキームを考えていくことが重要である。

社会保障給付費の増大に合わせて、共助や互助のための仕組みや活動への支援のための財源は、当座は連動して枠取りがされるべきである。税と社会保障の一体改革の消費税の支出使途の分野として認められるべきである。

振り返ってみると、平成元年の基金の創設は、根拠ある政策であったといえる。このようなことから、新しいスキームとして再度の基金化や国のおこなう社会保障の予算執行に合わせてのプール化も選択肢の一つである。

また、現在の国庫補助金などの公費による助成には多くの制約もあり、現在の本助成事業の仕組みも、例えば募集の開始時期が国の予算編成日程に影響されること、単年度予算主義であるが故に年度をまたいだ助成ができないことなど、ユーザー側にとって決して使いやすいとは言いがたい部分もある。特に、近年、応募時期の遅延、不定期化が慢性化している。これにより、十分な募集の広報活動も行いうることができず、ユーザー側にも「計画を立てるにあ

たって困難性を伴う資金」というイメージとなり、応募数もやや減少傾向にある。さらには、事前のニーズ調査や連携団体等との協議に必要な期間を十分に確保できないことで期待した成果を得られないなど、事業成果に影響を与えるといった事例も見受けられていることも問題といえよう。

今後、基金化や寄付などによる財源も確保することによって、顧客のニーズに応じた助成プログラムを、安定的に、且つスピード感をもって提供することも必要ではないだろうか。

基金化や寄付などにより柔軟で自由度の高い助成を行うことで、金額の大きさだけでは得られない助成成果を生み出す可能性も秘めている。

例えば、助成金の配分についても、事業評価の結果や厚生労働省との協議によって、さらに特定の課題解決に特化したモデル事業を打ち出すような「開発型」の助成、現に助成を行っている事業の進捗状況調査や事後評価によって高く評価される活動に、複数年の継続的な助成を行うことでさらに大きな事業に成長させる「フォローアップ型」の助成、貸付事業や他の事業との相乗効果を活かした助成など、機構の主体性を持ちつつ、より政策誘導的、政策補完的な助成を積極的に行うことで、単なる自由公募型の募集では得られない大きな成果・効果が期待できる。

さらに、単に助成金を配分するだけではなく、助成先団体に対するアドバイスなどの資金以外の支援も併せて行うことで、それぞれの助成の効果の最大化を図ることが可能となる。

例えば、これまでの助成実績や経営支援事業で培ってきたノウハウを基に、財務・経理やNPO会計基準などの情報提供や助言、寄付金や助成金・自己収入などの資金醸成のアドバイス、NPO法人格や認定NPO法人格の取得支援など、NPO等に対する事業運営の支援や、WAMNETなどの機能と連携した情報提供などの新たな展開も考えられる。

これらは本助成事業の特徴である事業評価の手法やデータの蓄積などを大いに活用することで、効率よく非常に大きな成果を生み出すことができる。

新たな助成制度を展開するにあたり重要なことは、その中心にある助成事業そのものの質を高め、より大きな成果・効果を示すことである。立ち返ると、そのためにも、本助成事業の特色ともいえる評価の手法の改善にさらに努め、成果・効果の可視化を進めていくことが必要であるといえる。

そのためには、本年度、機構事務局において育成に取り組んできたファンドレイザーやプログラム・オフィサーなどの専門性を持ったスタッフをしっかりと定着させることで、機構事務局が主体性をもって事業や団体の発展過程に合わせた助言や情報提供など側面的な支援を行うとともに、助成の成果・効果の可視化を進めていくことが非常に重要なこととなる。

加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年12月閣議決定）においては、法人の事務・事業の特性に応じてガバナンスの高度化など、制度・運用の見直しを行うことが要請されている。

また、本助成事業のように、公費を用いて団体等に資金の助成を行う事業にあっては、不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためのガバナンスの強化の支援に努めることが求められている。

具体的には、これまで実施してきた評価事業の強化に加え、要望時の面接による審査や、助成期間中に行う助言、進捗についての更なる確認・調査・管理・指導、事故防止や返還金発生低減のための進捗状況にあわせた資金交付の調整などについて、助成のプロセスにおけるチェック機能の強化に努めていくことが求められる。

但し、こうしたガバナンスの強化については、単に管理、チェック機能を強化するということに終始するのではなく、適正な事務、資金活用の執行をアドバイスすることを通して、助成の効果をさらに大きいものとするとともに、以後の団体運営の発展も視野に入れた、本助成事業だからこそできる支援のスタイルとして作りあげていくべきと考えられる。

おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、昭和63年度の長寿社会福祉基金の創設に始まり、これまで約25年にわたり、NPOなどの民間福祉活動団体による約13,000件の事業に対し、総額700億円にのぼる助成を行ってきた。

この間、高齢化や少子化の急速な進展、経済成長の停滞など、様々な社会的、経済的環境の変化が起こった。それに伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化するとともに、介護保険制度や障害者自立支援法の施行、その後の改正、新たな生活困窮者自立支援制度の創設など、民間福祉活動を取り巻く環境も急激に変化した。

こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自発的で柔軟性のある活動が、各地で実績をあげることで、地域の持続可能性が維持され、地域の再生に向けた新たな人と人との結びつきが生まれている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者等への支援においても、NPOやボランティアなどの迅速で柔軟な行動力によるきめ細かな活動が、これまでの被災地の復旧・復興の下支えとして大きく貢献してきた。

今後も、長期にわたる社会的・経済的な打撃が人々の生活にもたらす影響によって、様々な新しい福祉課題が生まれてくることが予想されることから、被災地域のコミュニティの再構築に向けた取り組みには、NPOやボランティアなどによる住民主体の支援活動がより一層求められる。

被災地に限らず、地域における福祉課題の多くは個別性が高く、かつてのように行政による普遍的な施策のみでは対応が困難なものが増えている。そうした中であって、NPOなどの民間福祉団体による温かみのある血の通った活動は、単に制度やサービスの隙間を埋めるだけでなく、地域における連携・協働の提案者や「ハブ」となり、新たに生まれるニーズに柔軟に対処し、あるいは失われつつある地域や家族のつながりをつくり直すことを通して、地域社会の再生のために欠かせないものとなっている。これは新たな社会の創生である。

こうした地域社会の再生のための活動の芽を絶やすことなく、一層後押ししながら、新たなニーズや課題を必要な政策へつなげ、地域社会を豊かにすることによって、新たな社会の創生が可能となる。

限られた資金を有効に配分し、最大の効果を上げるためにも、ヒアリング評価等を通じた助言や情報提供など、様々な側面的支援を併せて行うことで、助成事業の質を高め、効果の最大化を図っていくことも重要である。

本年度、機構は、平成元年の基金の創設から25年目を迎え、また、独立行政法人設立から10年の節目の年を迎えた。この間、機構の助成制度は、助成の財源や規模、枠組みなどを変えながら、NPOなどの民間活動への助成を通じ、自主性・主体性をもって民間福祉活動の振興や政策の補完、下支えなどの役割を果たしてきた。

また、昨年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、助成先団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努めるなど、更なる適正な業務運営の確保が要請されている。

行政と地域や福祉現場の中間に位置する機構ならではの立ち位置や役割を十分活かしながら、新たな発想の基に、助成金の交付のみに留まらない活動団体への様々な支援など、時代のニーズに合致した助成制度の構築に取り組むことで、より大きな効果を社会全体にもたらしていくことが求められる。

最後に、機構がこれまで約25年間の助成実績とノウハウを活かし、時代の要請に即した、民間福祉活動に対する支援を一層展開することを期待し、本報告書の結びとする。

(参 考)

事業評価において特に優れた事業と認められた事業

助成区分：地域連携活動支援事業

助成テーマ：高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

特定非営利活動法人 寝屋川あいの会

「団塊世代による高齢者相互の支え合い事業」

【助成金額：5,732 千円】



ここに注目！

- 元気高齢者が生活上の課題を抱える高齢者をサポートする、有償ボランティアによる支え合いの仕組みを構築したことで、多様な生活ニーズに応じた支援が行われています。
- 寝屋川市、社会福祉協議会、NPO団体、介護事業所等が一体となり「寝屋川高齢者サポートセンター」を設置、コーディネーターによる丁寧な対応によって、適切な支援へとスピーディーにつなげています。

事業の背景

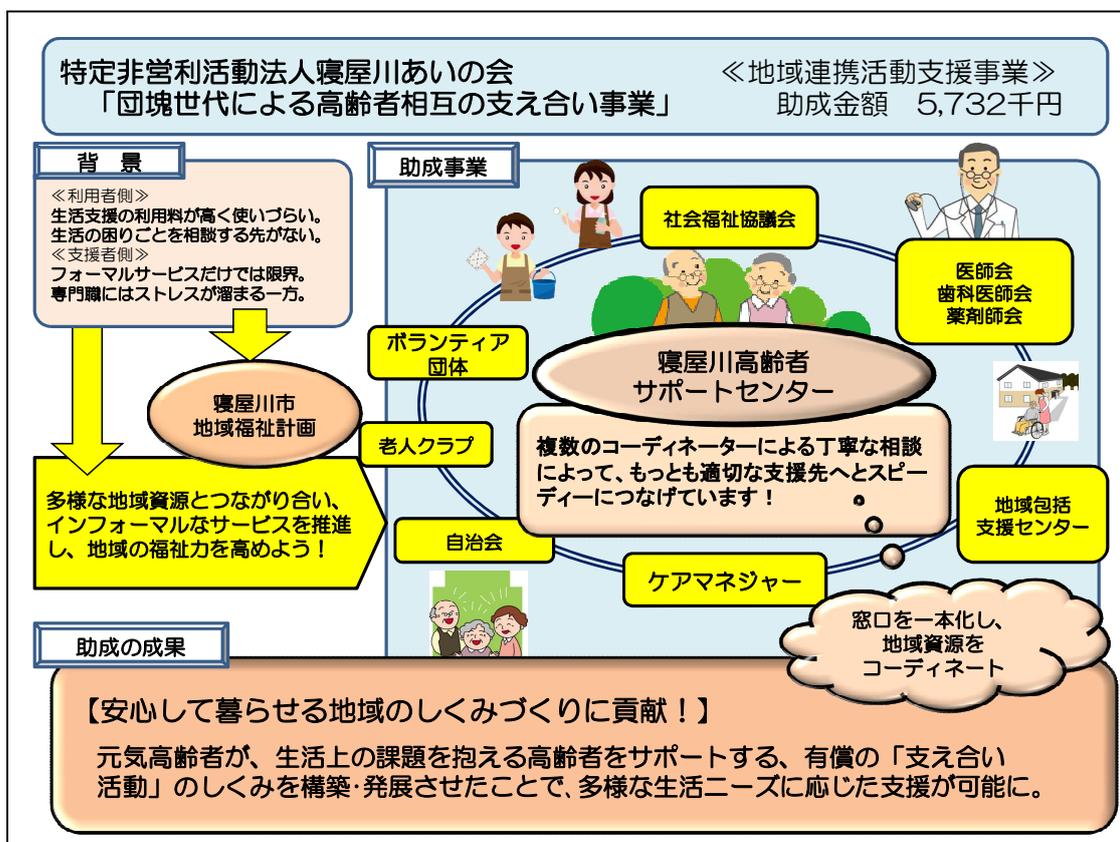
- 介護保険をはじめとする公的なサービスだけでは、高齢者の多様化する生活ニーズへの支援には限界があり、「制度外の支援は利用料金が高くて使いづらい」、「生活の困りごとを相談する相手先が見つからない」といった声も聞かれるようになっていました。また、支援する側の専門職の方々も、高齢者の期待に応え切れていないことにストレスを感じている状況でした。
- そこで、この団体では、地域の団塊世代を中心に、介護保険制度等によるフォーマルサービスと地域住民による生活支援等のインフォーマルサービスを、切れ目なく一体的に提供できる支え合いのシステムづくりに取り組まれました。

事業概要

- 介護・福祉の切れ目のない支援づくりを目指すため、平成22年度からWAM助成を活用して「高齢者サポートセンター」を設置しています。このセンターでは、複数のコーディネーターによる丁寧な相談が行われ、適切な支援先へとスピーディーにつないでいます。
- この仕組みには、寝屋川市内の行政、医療・福祉・介護関係団体等で構成された地域ぐるみの運営協議会が設立され、高齢者の生活上の課題解決に向けて検討されています。
- フォーラムの開催やカフェの運営、サポートセンター利用パンフレットの配布を通じて、寝屋川市内に事業の浸透を図った結果、支援件数は倍増（981件（24年度））し、地域に活動が浸透した効果で、支援者も着実に増えています。
- 生活支援を担うこの事業は、寝屋川地域での「地域包括ケア」の後押しにも貢献しています。今後、孤立しがちな高齢者の生活支援ニーズの多様化に向けた活動のレベルアップや、大阪市、堺市などへの仕組みの広がりが期待されます。

成果物

- 平成 24 年度活動報告書
- 寝屋川高齢者サポートセンターご利用案内
- 活動参加フォーラム・チラシ



外部有識者のコメント

介護保険財政の厳しい局面にあって、行政や地域資源を巻き込み、高齢者相互の支え合いの仕組みを構築されたことは賞賛に値する。「(組織には)僕みたいな人間が一人いる」と断言される三和理事長の卓越したリーダーシップも素晴らしい。

事業の実施には、行政へのコミットが必要であり、コーディネーション能力も求められるが、本事業は、種々の課題を見事にクリアしている。

成果物の一つである「センターの利用案内」は一覧性があり、必要な情報を分かりやすく集約していて他の模範となる。一人暮らしの高齢者への対応や休日・祝祭日への対応が今後の課題の一つであるが、民間ならではの発想と工夫とでさまざまな課題に果敢に取り組み続けていただきたい。

お問い合わせ先

〒572-0042 大阪府寝屋川市東大和町 11-1
 特定非営利活動法人 寝屋川あいの会 TEL 072-801-1871
 HPアドレス <http://www5.ocn.ne.jp/~ainokai/newpage2.html>

助成区分：地域連携活動支援事業

助成テーマ：高齢者等が地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

特定非営利活動法人 おおた市民活動推進機構
「原発事故被災地域南相馬の移送支援事業」



【助成金額：11,509 千円】

ここに注目！

- 東京都大田区と福島県南相馬市の市民団体や障害者施設事業者の広域連携によって、相馬・南相馬地域で移動困難に陥っている障害者の移送支援事業が新たに始まりました。
- 数年後には被災地主体の事業運営ができるように、移送支援や事業運営のノウハウの提供など後方支援を行ってきたことで、現地に新しく作られた団体が実施主体となって引き続き事業を行っています。

事業の背景

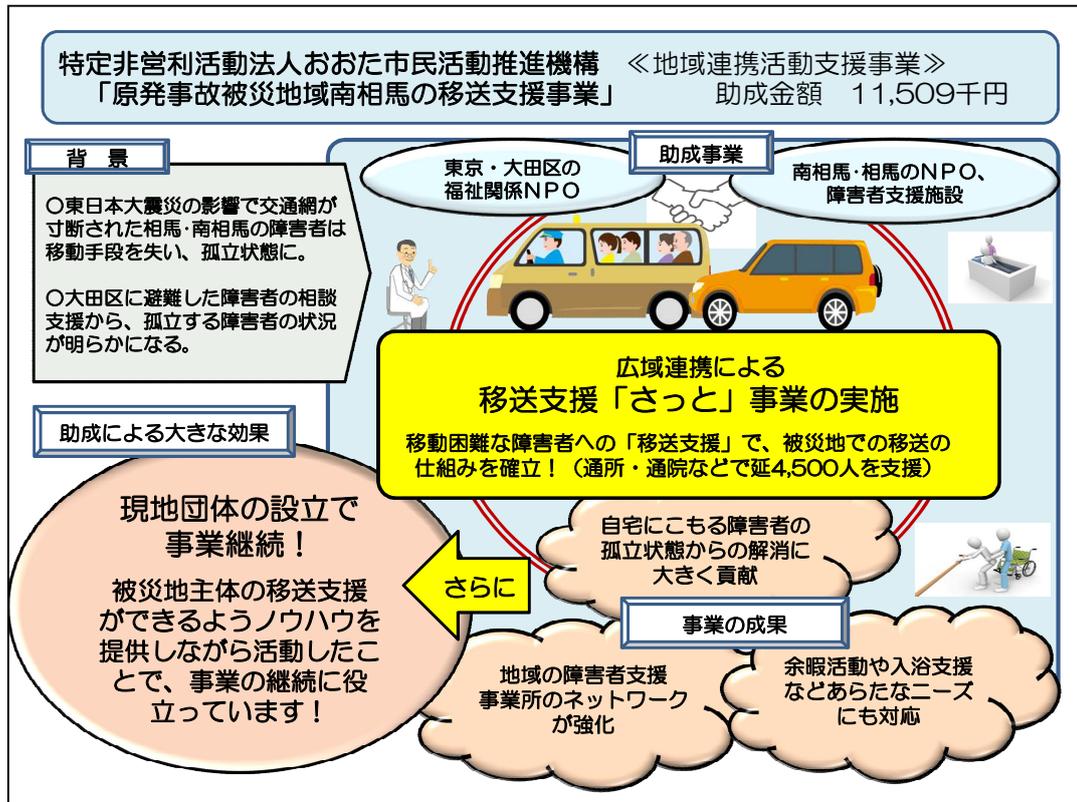
- 東日本大震災の影響によって交通網が寸断された相馬・南相馬の障害者は、通所、通院などの移動の手段を失い、被災地で孤立した生活を送っていました。一方で、受入れ先の事業所は開設数が限られることから、他の事業所の利用者受入れなどの対応に追われ、送迎の体制を自力で確保できる事業所は限られていました。
- このような現地の状況が、東京都大田区へ避難していた障害者とその家族への相談支援のなかから明らかになり、被災者の支援を行ってきた大田区の福祉関係事業所や団体と、南相馬市の障害者支援事業所が連携し、緊急課題である移送支援事業を立ち上げることになりました。

事業概要

- この事業では、23 年度からWAM助成を活用して、南相馬の事業所と連携した障害者の移送支援事業「さっと」を実施されています。通院・通所によって、気持ちが不安定になって悪化する方々は少なくなり、生活意識の変化も見られるようになるなど、徐々に移送の効果が表れるようになっていきます。また、入浴介護や余暇活動のための利用など、移送支援の新たなニーズにも対応し、利用範囲の拡大に努められています。
- 24年度の利用者は、延 4,500 人を超え、地域の移送利用希望者をほぼフォローできるまでの体制づくりを実現されています。
- 事業の実施にあたっては、現地の雇用確保も視野に入れながら、数年後には被災地主体の運営ができるような支援に徹したことで、25年度からは、新たに組織された現地団体が実施主体となり、引き続き移送支援を行っています。

成果物

○ 原発事故被災地南相馬の移送支援事業「さっと」の事業検証報告書



外部有識者のコメント

総合評価は「非常に高く評価できる水準にある」ものとしてSとした。一昨年度より始めた事業の継続として平成24年度事業を実施されたが、当初より現地主体の事業運営が出来るようになることが重要との視点を持ち、大田区内の活動実績のある現地団体の取りまとめも含めて移動サービスに関する支援方法の提案も含め、現地の雇用確保も視野に入れた計画を着実に遂行された点など、高く評価出来るものである。その成果として、現地の団体から平成25年度は事業継続のための助成申請もあり、当該NPOもさらに後方支援する体制が整いつつあるなど、他の復興支援の在り方に対するモデルとしても評価出来るものである。

当該事業は、日本NPO学会でも成果発表をするなど、事業成果を積極的に広報し、広く啓発するという視点でも評価できる。対象地域の実情も良く理解する中で、新たな移動サービスに関するサポート方法の理解を深められる努力もしてきており、今後、南相馬での継続的な移動サービスの発展につながることを期待するものである。今後はサービスを要望する方の増加もあるかと思うので、こうした事業の取り組みが一層認知されることも併せて期待したい。

お問い合わせ先

〒143-0016 東京都大田区大森北 1-30-1

特定非営利活動法人 おおた市民活動推進機構

TEL03-5753-3860

HP アドレス <http://ota-suisin.kaihiro.biz/>

助成区分：地域連携活動支援事業

助成テーマ：貧困対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク

「子どもの貧困支援活動ネットワーク化促進事業」



【助成金額：3,519 千円】

ここに注目！

- 「子どもの貧困」問題に取り組む支援者同士が、学習支援や生活支援などのノウハウ・課題を共有することで、「貧困の連鎖」を断ち切るためのネットワークに発展しています！

事業の背景

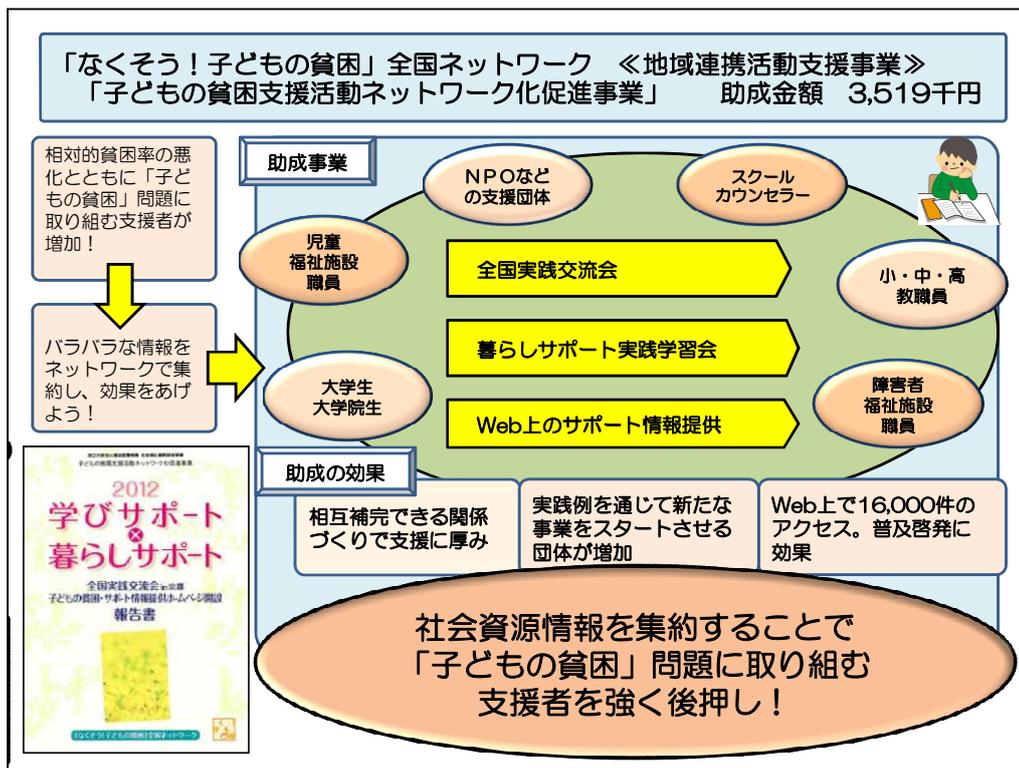
- 日本ではここ数年、相対的貧困率の悪化とともに、子どもの貧困問題への社会的関心の広がりが見られるようになりました。この関心の高さとともに、低所得者層の子どもへの学習支援等に取り組む個人や支援団体が各地で生まれ、それぞれ独自の活動が進められています。
- このような支援者の方々は、活動の継続や発展の手法に課題を抱えたまま活動している状況であり、活動実態の把握や支援している情報をつなぐ手立てが乏しい状況でした。
- そこで、この団体では、低所得世帯の子どもに対する支援情報や実践方法、課題などを共有する仕組みづくりと、「子どもの貧困」問題の実践者をつなぐネットワークの構築に取り組まれました。

事業概要

- この事業では、平成 22 年度からの「子どもの貧困」問題をサポートするための普及活動を土台として、各地の支援者が会する「暮らしサポート実践学習会」や「学びと暮らしサポート全国実践交流会」を開催しています。多分野の支援者が出会う機会を提供するとともに、各地の支援者がどのように活動し、いま何が課題となっているかを学び合うことで、支援者同士が「子どもの貧困」問題の解決に向けて相互補完できる関係が作られています。
- また、貧困に直面している家庭や支援者に向けて、生活支援情報を提供する Web コンテンツを作成したことで情報の取得がしやすくなり、生活課題の解決の促進が期待できます。
- 助成事業の実施によって、各地で「子どもの貧困」問題に取り組む活動が広がるとともに、大学生等の担い手が自らネットワークを組織化するなど、新しい動きにつながっています。

成果物

- 学びサポート×暮らしサポート全国実践交流会プログラム&資料
- 2012 学びサポート×暮らしサポート報告書



外部有識者のコメント

低所得世帯の子ども・家庭に対して強固なネットワークの基盤づくりを行い、マスコミを含めた情報発信に力を入れたことで、子どもたちの貧困問題に光を当てたという意味では、十分に意義のある事業であった。これまでの地道な活動が、「子どもの貧困対策法」などの施策にも少なからず影響を与えたということからも、時宜を得た取り組みとして評価される。ただし、それが本来の目的ではない。

子どもの貧困の問題は家庭という単位の問題であるとともに、社会への広がりを持った問題でもあり、対応策は多面的・多角的・多機能的であるべきである。したがって、従来の意味での貧困問題ということに固執せず、この分野の課題を共有する団体・個人同士のネットワークをさらに広げ、たとえば教育といった分野を超えた連携に目を向けて支援者の輪を拡大してほしい。

一方、子どもに対して、現実的に支援の効果があつたのかどうか、どのように役立っているかについても検証していただきたい。助成金による事業であり、ソーシャルアクションのための助成ではない。子どもの貧困の連鎖を断ち切ることが、ある意味で社会に負荷のかかる前の段階で問題を積極的に解決することにつながる。このような支援が社会保障費の低減にもつながる。このようなことについても啓蒙する役割もあろう。

お問い合わせ先

〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26

立教大学コミュニティ福祉学部 湯澤直美研究室

「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク TEL 070-6576-3495

HP アドレス：<http://end-childpoverty.jp/>

助成区分：全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

助成テーマ：高齢者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

NPO法人 ハイテンション

「ロック&アートによる障害者自己啓発事業」

【助成金額：7,337 千円】



ここに注目！

- 障害のある方に、ロック、リズム、アートなどの具体的な手段で自己表現できる機会を提供したことで「ポジティブな精神」が育まれ、自発的な社会参加につながっています。
- 全国にネットワークをもつ福祉団体とのコラボレーションで、各地の参加者・団体との相互交流に発展しています。

事業の背景

- 福祉事業所やグループホームの増加などによって、障害のある方が地域で生活するにあたってのハード面は徐々に改善されてきています。しかし、地域で暮らす障害者が感じている「自己表現のしにくさ」や「社会参加のしづらさ」に向けた内面的な支援は、未だに不足している現状があります。
- そこで、この団体では、障害のある方自身が求める「自立」に不可欠な、「生きる喜びの気づき」や「自分らしさの発見」といったソフト面の支援が必ずしも充分ではないという問題意識から、ポジティブな精神を育むための芸術活動による支援に取り組みられました。

事業概要

- この事業では、障害のある方ご自身が、生きる喜びや自分らしさを発見し、自発的自立への意欲へとつなげることを目的として、手作り打楽器によるリズムワークショップ&ライブと参加型イベントが各地で実施されました。
- 社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会と連携し、被災地（11 か所）と全国各地（10 か所）を巡回。各地の障害者関係団体と情報共有しながら活動したことで、集客面での効果があがり、全国21か所のライブに3,500名もの方々が訪れるという盛大なイベントとなりました。
- ロック音楽の躍動感や絵画アートの開放感もつインパクトに加え、ロック、リズム、アートという具体的な手段で自己表現する機会を提供したことで、障害のある方の社会参加につながっただけでなく、参加者と参加団体の相互交流を促す効果が得られています。
- 事業が行われた開催地では新しい音楽チームが誕生し独自の活動がスタートするなど、「ポジティブな精神」を育むための支援に波及効果がみられます。



成果物

- Rock and Art Tour2012-2013 報告書
- 各種開催案内チラシ

外部有識者のコメント

障害者自立支援法の成立以降に実施できるようになった「ロックンロールを仕事にする福祉事業所」の実践を全国に広げた事業であり、その理念も含め、高く評価したい。

障害者の潜在性を開花させる「ロックアンドアーツ」という新しい自己啓発手法の斬新さ、全日本手をつなぐ育成会や音楽界とのネットワーク力、21回に及ぶコンサートで3500人の参加を得た集客力・・・など、質的にも量的にも高い達成度があり、昨年度のWAM助成における特筆すべき成果の一つと言える。

お問い合わせ先

〒243-0014 神奈川県厚木市旭町 2-9-15 メゾンサモワール 1 階
NPO法人 ハイテンション TEL 046-281-7737
HP アドレス <http://hitension.org/index.html>